

栄東まちづくり協議会・委員会

平成 29 年 11 月 9 日(木) 18:30 ~
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

1 協議会会員が役員に就いている法人との契約に関する定め

(1) 港まちづくり協議会の事例

● 港まちづくり協議会規約

(会議)

第 8 条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 委員が所属する団体等との契約に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(2) 当協議会の対応

委員会の審議事項とし、下記のとおり規約を改正することとし、総会に提案する。

● 栄東まちづくり協議会規約

(委員会)

第 9 条 協議会に委員会を置く。

2 委員会は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画の立案及び予算の調製に関すること。
- (2) 事業報告の作成及び決算の調製に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の執行に関すること。
- (4) 会員が所属する団体等との契約に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関すること。

2 部会の組織、運営に関する規定

規定形式は規程とし、別紙 1 のとおり定める。

なお、港まちづくり協議会では別紙 2 のとおり定めている。

● 栄東まちづくり協議会規約

(部会)

第 13 条 委員会は、担任事業について調査、審議等を行うため部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。

3 契約審査会

規定形式は要綱とし、別紙 2 のとおり定める。

<参考>

● 栄東まちづくり協議会財務規程

第6章 契約

(指名競争入札参加者の指名等)

第36条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、名古屋市契約規則の規定に基づいて作成された名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち5人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては4人以下とすることができる。

2 前項の規定による指名は、名古屋市契約事務手続要綱に準じて行うものとする。

3 第1項の場合においては、入札の条件を指名する者に通知しなければならない。

(総合評価による入札)

第41条 会長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質または目的から第38条第1項の規定により難しいときは、この規定に関わらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が協議会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。

2 会長は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ協議会に諮り選定基準及び選定方法を定め、これを公表しなければならない。

(随意契約)

第42条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表に定める額を超えない契約をするとき。
- (2) 性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき
- (4) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき
- (6) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (7) 落札者が契約を締結しないとき

第7章 雑則

(委任)

第50条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

● 栄東まちづくり協議会事務局規程

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の予算及び決算の調製
- (2) 規程、要綱等の制定改廃
- (3) その他特に重要と判断する事項

(代決)

第6条 事務局長の代決権限事項は別表第1のとおりとする。

別表第1(第6条関係)

代決権限事項

事務局長
10 契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。

4 NTTグループとの包括連携協定の締結

Wi-Fi整備を受注したNTTグループと、別紙栄東地区におけるWi-Fi等のICTを活用した、まちなぎわい創出、安心、安全で住みよいまちづくりを推進する協定を11月17日に締結する。(両者でプレスリリース予定)

報告事項：

1 栄東地区街灯モデル整備

- 9/26 協議会・委員会でプロポーザル募集要項等を審議、決定
- 10/ 3 指名型プロポーザルの指名(5者に指名通知)
- 10/24 参加表明期限(2者が参加表明)
- 11/ 1 プロポーザル募集締切
- 11/ 6 にぎわい・道路公園部会でプロポーザル審査基準、方法審議
プロポーザルプレゼン、審査、契約候補者決定
- 3/31 履行期限

2 防犯カメラ完成披露と防犯パトロール

栄5丁目地区の防犯カメラの整備完了に伴い、その完成披露と栄東発展会パトロール隊の結成、出発式を下記のとおり実施した。式典及びパトロールには住民のほか、栄東まちづくりの会(青パト5台を含む)、栄東女子大小路ビル協会会員、新たに声掛けをした地区内の企業等(11社・団体16名)、中警察署、中区役所の行政関係者も含め、総勢約100人が参加した。

日時	平成29年11月2日(木)	18:30~19:45
式典	池田公園	
パトロール	栄5丁目地区内	

3 池田公園再整備構想策定

10月16日に第1回の道路公園部会をワークショップ形式で開催し、今後の進め方、公園の現状等について意見交換した。

今後、11月20日に南池袋公園及び大久保公園の視察、アンケートの実施、ワークショップを行う予定である。

4 その他

* 次回の日程

栄東まちづくり協議会部会規程

(目的)

第1条 この規程は、栄東まちづくり協議会規約（以下「協議会規約」という。）

第13条第2項の規定に基づき、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に置く部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

● 栄東まちづくり協議会

(部会)

第13条 委員会は、担任事業について調査、審議等を行うため部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、協議会又は協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受けて、協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

● 栄東まちづくり協議会

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業
- (2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織等)

第3条 部会の名称、部会ごとの所掌事務及び部会の構成員（以下「部会員」という。）については、会長が別に定める。

2 部会員は協議会の会員のほか、地域でまちづくり活動を行う団体の構成員、住民、事業者等が参加できるものとする。

3 部会に部会長、副部会長を置く。

4 部会長、副部会長は部会員の互選により選出する。

(部会長等の職務)

第4条 部会長は部会を代表し、会務を取りまとめる。

2 副部会長は会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部会長及び副部会長ともに事故があるときは、臨時に部会員の中から仮会長を互選し、部会長の職務を行わせる。

(部会長等の任期)

第5条 部会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

2 部会長及び副会長は、再任を妨げない。

- 3 部会長及び副会長が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(専門アドバイザー)

第6条 部会に専門アドバイザーを置くことができる。

- 2 専門アドバイザーは、別に定める基準で部会が推薦し、部会長が委嘱します。

(部会の招集、運営)

第7条 部会は部会長が招集し、部会長を議長とする。

- 2 部会は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。但し、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 3 部会の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 部会長、副会長及び部会員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席して、発言することができる。

- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。

- 6 部会は、原則非公開とする。

(報告)

第8条 部会は、その協議経過及び結果について、協議会委員会に報告するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成 27 年 XX 月 XX 日から施行する。

<参考>

平成 29 年 10 月 1 日現在

部 会	防犯防災 快適部会	道路公園 部会	にぎわい 部会	多文化 共生部会	まちづくり ビジョン 策定合同部会
栄東まちづくりの会	1	1	1	1	1
栄東発展会	16 (6)	10 (4)	9 (4)	11 (4)	15 (6)
栄東女子大小路ビル協会	1	5 (4)	5 (4)	4 (3)	7 (6)
栄東地域安全推進委員会	2 (1)	2 (1)	3 (2)	2 (1)	3 (2)
その他地域		1 (1)		4 (4)	2 (2)
行政	1	4 (4)	1	3 (2)	2 (1)
合 計	21 (7)	23 (14)	19 (10)	25 (14)	30 (17)

注：()内数字は会員以外で内数

港まちづくり協議会部会規程

(目的)

第1条 この規程は、港まちづくり協議会規約（以下「協議会規約」という。）第11条の規定に基づき、港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に置く部会に関し、必要な事項を定めるものとします。

(所掌事務)

第2条 部会は、協議会又は協議会会長（以下「会長」といいます。）の指示を受けて、協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとします。

2 前項による協議又は調整を行うにあたっては、ワークショップ形式を取り入れるなど地域住民ができる限り参加しやすい形態を採用するよう努めるとともに、学生やまちづくり活動を行っている団体等の行動力を活用するため近隣大学の学生やまちづくり活動団体が参画できる方策を検討するものとします。

(組織)

第3条 部会の名称、部会ごとの所掌事務及び部会の構成員（以下「部会員」といいます。）については、会長が別に定めます。

2 部会にチーフを置きます。

3 チーフは、部会員の協議により定めます。

(チーフの職務)

第4条 チーフは、部会を代表し、会務を取りまとめます。

(専門アドバイザー)

第5条 部会に専門アドバイザーを置くことができます。

2 専門アドバイザーは、別に定める基準で部会が推薦し、会長が委嘱します。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長の要請により、又はチーフが必要に応じて随時開催するものとします。

2 チーフは、会議の議長となります。

3 会議は、そのときの出席者をもって成立します。ただし、別に会長が指定する会議については、協議会委員又はその代理の者及び公募により採用された者（若干名）により構成する。

4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができます。

5 部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができます。

6 会議は公開とします。

(意見の集約)

第7条 第2条第1項に関する決定は、原則的に出席者の全員の合意によるものとします。ただし、必要があるときは、出席者の過半数をもって決定します。

(報告)

第8条 部会は、その協議経過及び結果について、協議会又は会長に報告するものとします。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、チーフが別に定めます。

栄東まちづくり協議会契約審査会要綱

(目的)

第1条 この要綱は栄東まちづくり協議会財務規程（以下「財務規程」という。）に定める入札及び財務規程別表に定める予定価格を超える随意契約（以下「入札等」という。）の手續の公正性の確保を図るため、必要事項を定めるものとする。

● 栄東まちづくり協議会 別表（第42条関係）

1 工事又は製造の請負	250 万円
2 財産の買入れ	160 万円
3 物件の借入れ	80 万円
4 財産の売払い	50 万円
5 物件の貸付け	30 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

(契約審査会の設置)

第2条 栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に、協議会又は協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受けて、協議会規約第3条に掲げる事項に係る契約事務の手續の公正性の確保を図るため、契約審査会は置く。

● 栄東まちづくり協議会 (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業
- (2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(委員)

第3条 契約審査会の委員は次の構成とし、会長が指名する。

- (1) 委員長 協議会副会長
- (2) 副委員長 栄東まちづくり協議会部会規程第3条に定める部会長または副部会長から2名以内
- (3) 委員 栄東まちづくり協議会部会規程第3条に定める部会長または副部会長から2名以内
協議会事務局長

(契約審査会の審議事項)

第4条 契約審査会は、入札等について、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札参加資格に関する事項
- (2) 競争入札参加資格の有無の確認に関する事項

- (3) 競争入札参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求への対応に関する事項
- (4) 入札参加者の指名に関する事項
- (5) 入札方式の決定及び随意契約によることの可否に関する事項
- (6) せり売りによることの可否に関する事項
- (7) 予定価格の事前公表の可否に関する事項
- (8) 低入札価格調査に関する事項(会長から意見を求められた場合に限る。)
- (9) その他委員長が必要と認める事項

(契約審査会の審議結果の尊重)

第81条 会長は、契約事務の執行に関し自己の権限に属する事項を決定しようとする場合において、あらかじめ契約審査会で審議されたときは、その審議結果を尊重しなければならない。

(契約審査会の審議結果の記録)

第82条 契約審査会は、審議結果として次の各号に定める事項を記録しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 指名競争入札における指名業者名及び指名理由
- (4) 随意契約によることの可否、選定業者名及び選定理由
- (5) その他委員長が必要と認める事項

栄東まちづくり協議会、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・ブロード
バンドプラットフォーム株式会社との ICT を活用したまちづくり推進連携協定書
(案)

栄東まちづくり協議会（以下「甲」という。）、西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）及びエヌ・ティ・ティ・ブロードプラットフォーム株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、平成29年度に整備する公衆無線 LAN (Wi-Fi) 等を活用し、栄東地区の賑わい創出、安心して生活できるまちづくり、多様性に富んだまちづくり等、栄東エリアの課題解決を甲、乙及び丙（以下、「三者」という。）が共同で取り組むことを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 三者は次の事項について、連携し協力するものとする。

- (1) 栄東地区における公衆無線 LAN 利用促進に関する事項。
- (2) 甲にとって有益な ICT まちづくりの検討。
- (3) その他、三者が前条の目的を達成するため必要と認める事項。

(具体的取組の内容及び実施方法)

第3条 前条各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、三者において協議のうえ定めるものとする。

(公表)

第4条 三者はこの協定について報道発表その他の対外的な公表を行う場合には、事前にその内容、時期及び方法について三者が合意をしたうえで、これを行うものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定は協定締結の日から平成30年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1か月前までに、三者のいずれかからも甲又は、乙、又は丙が書面をもってこの協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、以降もまた同様とする。

2 三者いずれも前項の規定にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により他の相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

(協定の見直し)

第6条 三者のいずれかからこの協定の内容変更を申し出たときは、その都度、三者において協議のうえ、決定するものとする。

(守秘義務)

第7条 三者はこの協定の締結及び業務の履行に際して直接若しくは間接に知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この協定の有効期間が終了し、又は解約された後も同様とする。

2 但し、以下の場合は例外とする。

- (1) 乙または丙の責に帰すことのできない事由により、甲による提供の時点で既に公知であるかまたは提供後に公知となった場合
- (2) 乙または丙が甲による提供の時点で既に保有していた場合
- (3) 乙または丙が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
- (4) 乙または丙が独自に開発した場合

(疑義の解決)

第8条 この本協定に定めのない事項またはこの本協定に関する疑義については、三者が協議の上、これを定めるものとする。

(表明保証)

第9条 三者は次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号

のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) この協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。

2 三者は他の相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時にこの協定を解除することができる。

- (1) 第1項に違反したとき。
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 三者はこの協定の業務本業務を再委託する契約等（以下、「再委託契約等」という。）の相手方またはその役員が暴力団員等であることが判明したとき、再委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、または再委託契約等の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

4 三者は他の相手方が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時にこの協定本契約を解除することができる。

5 三者は第2項または前項の規定によりこの協定本契約を解除した場合、他の相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、三者それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月17日

甲 名古屋市中区栄五丁目19-4 K-POINTビル
栄東まちづくり協議会
会長
辻本 昌孝 (印)

乙 名古屋市中区大須四丁目9-60
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長
山本 尚樹 (印)

丙 東京都千代田区内神田3-6-2 アーバンネット神田ビル
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
代表取締役社長
南川 夏雄 (印)